

ニュースレター

2020年3月

インドネシアとシンガポール両政府、租税条約改正議定書に署名

連絡先：

Wimbanu Widyatmoko

Senior Partner

+62 21 2960 8694

Wimbanu.Widyatmoko
@bakermckenzie.com

Ponti Partogi

Senior Partner

+62 21 2960 8888

ponti.partogi
@bakermckenzie.com

Ria Muhariastuti

Senior Tax Specialist

+62 21 2960 8574

ria.muhariastuti
@bakermckenzie.com

Marvin Octavdio

Tax Specialist

+62 21 2960 8544

marvin.octavdio
@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ

Yoko Inoue (井上 洋子)

電話：+65 6434 2605

メール：yoko.inoue

最近の動向

今般、インドネシアとシンガポールの両政府は、両国間の租税条約を更新することで合意に達した。本改正では、ロイヤリティや支店利益税等、特定の種類の所得に対する税率に幾つかの変更が導入された。また、キャピタルゲインや租税回避など、以前の租税条約では規制されていなかった特定項目も規制するものである。

インドネシアの税務当局は、国際課税の現状と最新の経済発展に合わせて修正が行われたと伝えた。

規制内容について

インドネシア・シンガポール間の租税条約の改正は、最初の交渉開始から5年後の2020年2月4日に署名された。ただし、租税条約の改正は、未だ政府に批准されていないため、効力がない。しかし、インドネシア税務当局は、批准手続きを間もなく完了し、改正を直ちに実施することを期待している。

以下は、インドネシア・シンガポール租税条約の現行版と改正版間で大幅に変更された特定項目の比較である。

条約	現行の インドネシア・シンガポール間 租税条約	改正後の インドネシア・シンガポール間 租税条約
政府の免除 制度	締約国の政府が他の締約国から受け取った利息は、他の締約国における税を免除される	他の締約国から締約国の政府が受け取った利息は、主権国家投資ファンドおよびその子会社が受け取った利息を含み他の締約国における税から免除される
政府発行の債券又は公債のソースステートメントの免除	租税条約は、免税を提供する	租税条約に免税規定はない
ロイヤリティ	15%	<ul style="list-style-type: none">使用料、使用権または情報、産業、商業または科学



条約	現行の インドネシア・シンガポール間 租税条約	改正後の インドネシア・シンガポール間 租税条約
		的経験に関するロイヤリティの支払いに対して 8% <ul style="list-style-type: none">他のタイプのロイヤリティの支払いに対して 10%
支店利益税	15%	10%
生産分与契約の例外	シンガポールの納税者が受ける税務上の取り扱いは、いかなる第三国よりも不利であってはならない「最恵国」という要件あり。	「最恵国」要件は削除
キャピタルゲイン	キャピタルゲインに関する規定なし	<ul style="list-style-type: none">経済協力開発機構モデル（OECD モデル）を参照資産の間接譲渡に関する規定ありインドネシアは、インドネシア証券取引所での株式譲渡に課税する権利を有する承認された証券取引所において取引される株式以外の株式の譲渡で、その価値の 50%以上が他国に所在する不動産から直接又は間接的に得られるキャピタルゲイン（譲渡所得）に関しては、売主が売却される法人の発行済株式の少なくとも 50%を所有する場合には、当該他国において租税を課すことができる。会社がその事業を遂行するために使用した不動産の価値を有する株式譲渡から生ずる収益及び会社更建、合併、分割その他これらに類する運営の枠組みにおいて譲渡又は交換された株式譲渡から生ずる収益については、適用しない



条約	現行の インドネシア・シンガポール間 租税条約	改正後の インドネシア・シンガポール間 租税条約
情報交換	OECD モデル条約 1977	OECD モデル条約 2017

支店利益税の最恵国条項が削除された。その結果、改正租税条約の下では、インドネシア税法に規定されているように、石油・ガス関連の生産分与契約および他の鉱業分野の請負契約において、20%の支店利益税が恒久的施設に適用されることになる。

キャピタルゲインに関連する加算には、次のものが含まれる：

- 非上場株式の売却による利益。(i) 当該株式価値の 50%を超える額が他国に所在する不動産から直接又は間接的に得られ、かつ(ii) 当該売却が行われる会社の発行済株式総数の少なくとも 50%を当該売却者が所有する場合、当該不動産が所在する国において租税対象となる可能性がある。
- インドネシア証券取引所で取引されるインドネシア上場企業の株式売却益については、インドネシアで課税される可能性がある。

改正租税条約は、前文及び第 28 条の新規定において、租税回避防止規定を設けている。前文に租税回避防止規定を設ける目的は、二重課税の排除はもとより、租税回避や減税の方策を防止するものである。新たな租税回避防止規定においては、取引の目的が租税条約上の特定規定から利益を得ること、又は租税回避の意図にとどまる場合には、租税条約上の利益を享受できない可能性がある。

今後考慮すべき事項

改正租税条約の新しい条項は、投資家からの資本投資の展望において前向きな展開ともいえる。特に、改正租税条約のキャピタルゲイン条項は、キャピタルゲイン課税からの一定の保護を提供することから、投資家が出戦略を熟考したり再検討したりする上で有益である。

さらに、納税者は、ロイヤリティに対する源泉徴収税率を 15%から 10%、あるいは 8%に引き下げることで恩恵を享受できる可能性があり、インドネシアの多国籍企業が採用している現行の知的財産協定に影響を与える可能性がある。

ただし、インドネシア・シンガポール間租税条約改正の恩恵を享受したい納税者は、現行の租税規則に定められた租税条約の要件を満たす必要がある。

www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business District
Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話: +62 21 2960 8888
ファクス: +62 21 2960 8999